

## 令和7年4月美馬市教育委員会定例会 会議録

- ・ 参集年月日 令和7年4月25日（金）
- ・ 参集場所 美馬市役所南館3階 306会議室
- ・ 参集時刻 午前9時

（教育総務課長）

ただいまから、令和7年4月美馬市教育委員会定例会を開きます。

まず、今回定期異動により教育委員会事務局に配属したものを紹介します。

教育総務課 主幹の前田年彦です

そして、私、教育総務課長の西岡健二郎です。

よろしくお願いします。

それでは、小笠原教育長からごあいさつをいただきたいと思います。

（教育長）

・ あいさつ

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日は、委員全員出席されています。

日程第3教育長の報告に移ります。

（教育長）

## 1) 教育長職務代理者の選任について

私から教育長職務代理者の選任について報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項におきましては、教育長に事故があるとき、または、教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う旨が規定されておりまして、教育長職務代理者をおくことになっております。

現在は上田委員に職務代理者を勤めていただいておりますが、上田委員の任期が本年の5月23日までとなっております。しかしながら次回定例会を5月26日にしており、次回定例会での指名となると2日間教育長職務代理者が不在となってしまいます。従いましてこの場で上田委員の後任の職務代理者を指名しておきたいのですが、私の方からは、教育長職務代理者として近藤委員を指名したいと存じますが、近藤委員、よろしいでしょうか。

(近藤委員)

ただ今、御指名いただきました近藤でございます。微力ではございますが、教育長より御指名をいただきましたので、お受けしたいと思っております。

なお、教育長職務代理者の性質上、事務局の事務全般を見なくてはなりません。

しかし、教育委員は非常勤でございますので、私が毎日事務局の業務について、指揮監督することは、現実的に難しいことです。

大切な教育行政を一日たりとも停滞させることは許されません。

私が職務代理者として行う職務のうち、具体的な事務の執行の部分については、「美馬市教育長の職務代理者を定める規則」第2条の規定により、副教育長、教育次長の順に委任したいと思います。

（教育長）

近藤委員のお考えはわかりました。具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条4項で、事務局職員に委任できる旨の規定がございますので、そのように取り計らいたいと思います。それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に定める教育長職務代理者として、近藤委員を選任いたします。

また、近藤教育長職務代理者の申し出により、具体的な事務の執行の部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第25条第4項及び美馬市教育長の職務代理者を定める規則第2条の規定により、その職務を副教育長、教育次長の順序で委任することとします。事務の委任の件、よろしくお願いいたします。

引き続き教育長報告をお願いします。

（副教育長）

2）令和7年度美馬市教育委員会事務局事務分掌表について

（副教育長）

3）令和7年度美馬市教育委員会事務局緊急時連絡網について

（副教育長）

4）令和7年度美馬市幼小中学校長等一覧について （副教育長）

5) 令和7年度就学援助費受給者の状況について (副教育長)

6) 会議開催状況及び事業進捗状況について (副教育長)

(教育長)

ただ今の教育長の報告について、御質問はございませんか。

(質疑)

(教育長)

質問は無いようですので、教育長の報告を終わります。

(教育長)

次に、日程第4の議事に移ります。

(教育長)

それでは、引き続きまして、議案第13号「美馬市招致外国青年  
任用規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長；説明)

議案第13号美馬市招致外国青年任用規則の一部改正について

(教育総務課長)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第13号について原案のとおり可決することに、  
ご異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決いたします。

それでは、引き続きまして、議案第14号「学校医（歯科医）退任に伴う感謝状贈呈について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長；説明)

議案第14号学校医（歯科医）退任に伴う感謝状贈呈について

(教育総務課長)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第14号について原案のとおり可決することに、  
ご異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決いたします。

(教育長)

それでは、日程第5その他の項に移ります。

(教育長)

その他についてほかに

委員さんから何かございませんか。

事務局から何かございませんか。

1) 修学旅行・遠足・体育祭・運動会の予定について

(指導監)

2) 令和6年度工事实績及び令和7年度工事予定について

(教育総務課長)

(地域学習推進課長)

3) ALT (外国語指導助手) について (教育総務課長)

4) 今後の教育委員会日程について (教育総務課長)

(教育長)

他に何かございませんか。

本日の定例会につきましては、以上で終わります。

お疲れさまでした。

( 9 : 3 0 )

会議の経過を記載したものに相違ないことを証するため署名する。

教 育 長

小笠原 仁美

教育長職務代理者

上田 加代

委 員

近藤 陽子

委 員

藤本 友義

委 員

友成 大

調製者教育総務課長

西岡 健二郎